

こういう基準になつてゐるものですから、認可保育所にならない保育施設について、どうもその基準に満たないものについて補助をする、これがなかなか、ダブルスタンダードになるものですか、非常に悩ましい点なんですか。

ただ、そうはいっても、実は、東京都あるいは岡山市、横浜市、自治体が自治体の判断で一定のレベル、例えば、東京都には認証保育所制度というものを設けて、十三時間保育してくださいよ、こういう条件をつけて認証保育所で認可外保育所に補助をする、こういう自治体での先進的な、先導的な取り組みもありますから、私は、ここは国と自治体の役割分担で対応していただきたい、こんな思いであります。

それから、指導監督で閉鎖命令が一件しかやっていないじゃないかと。これは、実はそのとおりなんです。営業停止、つまり施設閉鎖命令というのは、やめろ、こういうことですから、実はこれは相当きつい措置なんです。まあ伝家の宝刀みたいな措置なんだろうと思うんですよ、実際やつてるところにやめろと言うわけですから、閉鎖命令ですから、現状、適用されたのは一件だったと。

ですから、今回の法改正で、認可外施設の届け出制それから情報提供というものと同時に指導監督をやり、より機動的にやるための指導監督の措置として、勧告に従わない者の公表。要は、事業停止、閉鎖命令の前段の行政上の措置として、改善勧告、公表という仕組みを入れる。これで機動的に、弾力的に指導監督の強化を図っていくということをお今の措置で入れましたので、このところの指導監督は、届け出で十分内容も把握できますし、それから、施設の閉鎖命令、改善命令という最後の措置に至るまでの前段の措置ができましたから、私は、ここはこの対応ぶりですから期待していただきたい、こう思います。

それから、保育士の問題は田村委員が専門ですから、田村委員の方から答えていただきます。
○田村議員 基本的に、松島委員から二問御質問

をいただいたというふうに認識いたしております。

平素より松島委員は、保育士が登録制度でなかったことに啞然とする、そういう思いを言われておられると思うんですけども、昭和二十四年に児童福祉法ができて以来、この保育士というのは政令で規定されております任用資格でございます、あくまでもその身分といえますか、不安定な状況でありました。

そういう中において、今も委員御指摘のとおり、神奈川県、スマイルママであのような児童虐待、死傷事件が起こる。あのときに、保育士を詐称しておりました、それで子供さん方をお集めになられた。保育士というものは一体何なのかということが問われたんだと思うんです。

そこで今回、その名称を独占しよう、つまり、名称自体を勝手に名乗れないような形にしようというのを盛り込んでおりました、あくまでも業務独占ではございませんけれども、勝手に名称を名乗つたりとか、また、紛らわしい名前を使った場合、これはだめだということにいたしました。サービスを受ける方々の判断基準になるようにということを取り入れたわけでありました。また同時に、保育士の皆様方の質の向上ということも大変重要でございます、中にはいろいろなニーズが高まっておりますので、地域社会におきましては、その地域社会の中の保育というものに対しての相談でありますとか支援というものに対しても、保育士の業務として追加をいたしましたというふうなことでございます。

それから、もう一点でありますけれども、もう一点にしましては、確かにおっしゃられますとおり、保育士養成施設等々で養成された保育士の方々、こういう方々は試験を受けていないから、これはちよつといるいろいろな問題があるんじゃないかというお話でありますけれども、基本的に、試験が通つただけでそれまいたいという議論でもございまして、試験の方は試験の方で、試験の内容の中に例えば実地試験等々入れます、歌

を歌つたりとか子供さんどう接していくか、こういう内容も入れておるわけなんです。

一方、養成施設の方では本場に幅広い、少し言いましたも、例えば児童心理学でありましたか、また教育原理、小児の保健、栄養等々いろいろ科目を盛り込んでおられて、卒業された方々にちゃんとした保育ができるような能力を身につけていたただけるだけの、そこで訓練、勉強をしていただいております。もちろん、これからは保育士の皆様方のさらなる質の向上という部分では我々もいろいろな検討、努力をしていかなきゃならぬと思っておりますけれども、そういう努力をしておる中で保育士の資格というものを取るための養成をしておるといふことでございまして、どうか御理解をいただきたい、そんなふうに思います。

以上でございます。
○松島委員 終わります。
○鈴木委員 次は、江田康幸君。
○江田委員 公明党の江田康幸でございます。本日は、育児・介護休業法と児童福祉法の改正の一括審議でございますが、児童福祉法の方では提案者になっておりますので、育児・介護休業法について政府の御見解を質問したいと思っております。

我が国の合計特殊出生率、これは、平成十二年には一・三五と前年よりもやや上回ったものの、人口を維持するのに必要な水準である二・〇八を大幅に下回っております。こうした少子化は、労働力人口の減少や高齢者比率の上昇などにより、経済成長のマイナス効果や地域社会の活性の低下など、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えかねないものでございます。

我が党は、この少子化問題に対しまして、本年三月には、健やかな子育てや仕事との両立を進める子育て支援二十一を、また、本年五月には、健やかな出産と生育を支援する小児医療、母子医療、生殖医療に関する十四の提言を、また、働く女性、働きたい女性を応援する働く女性支援二十

一を連続して提言しまして、その実現に尽力をしております。

特に、子育て支援二十一では、子育てと仕事の両立を進めるための環境づくりとして、待機児童解消三方年計画の策定、そして無認可保育所への支援、ファミリーサポートセンターの拡充、駅前保育や一時保育、そして放課後児童クラブの充実などの多様な推進、さらに、父親の育児休業取得の推進、看護特別休暇制度の創設などを提言させていただいております。

そこで、まず、厚生労働省として、この喫緊の課題である少子化問題に今後どのように取り組んでいられるのか、子育てと仕事の両立を進めるための環境づくりも含めて、大臣の見解をお伺いしたいと思います。よろしく願います。
○坂口国務大臣 少子化対策は、今御指摘をいただきますように、これから重要な日本の政策の柱になるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、お母さん方が働いていただきますときに、その子育てと雇用とが両立できる社会をやはりつくらなければなりません。そうした意味で、今回のこの法律案も一つの大きな前進ではないかというふうに考えているわけでございます。

しかし、これだけで済むかと言えば、そういうわけではいかないだろうというふうに思っております。まして、あらゆる政策の中に、いわゆる少子化のための対策あるいは子育てのための対策というものをやはりもつとちりばめていかなければならないというふうに思っております。年金の問題にしても、医療制度の問題にしても、さまざまなところでそうしたことをやはり織り込んでいかなければならないだろうというふうに思っている次第でございます。

党としてのいろいろの御提言のあることも承知をいたしておりますが、そうしたことも踏まえまして、そして、これから世の若いお母さん方におたえのことができるような施策を、ひとつこれからも精力的に取り上げていきたいと考えているところ

でございます。

○江田委員 ありがとうございます。

さて、子育てをしながら働き続ける労働者が、子供が病気になるたりけがをしたりするときに休みやすくして、もって子育ての負担を軽減するといふ目的を有する看護休暇制度につきましては、非常に必要性が高く、このため、法律上、努力義務という形ではあります、盛り込まれたものと認識をしております。

先週の審議並びに本日の朝の参考人質疑でも、公明党が子の看護休暇制度の創設を提言して尽力してきたにもかかわらず、今回の改正では努力義務であり、請求権化までいっていないことが二、三質問に取り上げられておりました。そもそも、公明党の提言というものは、努力義務化の後に請求権化をしていくという内容のものでございまして、それが現実的であろうと思っております。したがって、今回のこの改正が、将来の請求権化を視野に入れた当面の措置としての努力義務化であり、我が党の提言も入った大きな前進と評価している次第でございます。

そこで、当面は努力義務としましても、早急に制度の導入が進むように政府としても尽力を尽くすべきかと思っておりますが、政府として今後どのように取り組んでいかれるのか、大臣の見解をお願いいたします。

○坂口国務大臣 この問題は、委員の御指摘のとおりでございます。一度にこれは最後まで行くことができればいいわけでございますが、やはり手順を踏んで、そして社会全体がこのことをよく理解していただいた上で、一步一步前進をさせていくということにしなければならぬというふうに思っております。

子供の看護休暇制度の普及につきましては、平成十四年度の概算要求におきましても、子の看護休暇制度を設けた事業主に対する看護休暇制度導入奨励金制度、これを設けて、仮称でございますけれども、取り入れているところでございまして、今回のこの改正法案を成立しましたら既に

は、事業主に対しては子供の看護休暇制度の導入に向けた啓発、指導を積極的に展開していきたいというふうに思っております。こうした助成措置も活用しながら看護休暇制度の普及を進めてまいりまして、そして、その際において所期の目的を達成できるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○江田委員 ありがとうございます。

さて、次の質問に参らせていただきますが、勤務時間短縮等の措置についてでございます。この措置の対象となる子の年齢につきましては、今回の改正では一歳未満から三歳未満に引き上げられたわけで、これもやはり従来と違って大きな前進と考えておりますが、やはり将来的には小学校の就学前まで必要ではないか、そのように考えております。これに向けました政府の取り組みにつきまして伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○岩田政府参考人 育児休業から復帰した後、働き続ける上で、子育てのための時間をいかに確保するかというのが大変重要な課題でございます。そのために、短時間勤務、フレックスタイムなどの措置が小学校の就学前までの子供を対象として実施されるということは望ましい姿であるというふうに思っております。平成十四年度の概算要求におきましては、そうした措置を普及するための助成金を要求しているところでございます。

今後は、この助成金の活用も図りながら、小学校就学前までの勤務短縮の措置等が広く企業の間にも普及するように、必要な啓発や指導を進めてまいりたいと思っております。

○江田委員 次に、子の看護休暇制度の創設、さらに、今申されました勤務時間短縮等の措置の子の年齢の引き上げにつきまして、これらの、今回の育児・介護休業法の改正は、少子化の進行といった大きな問題に対処するために、子育てをしながら働き続ける労働者の仕事と子育ての負担を軽減する上で必要な細かい措置を盛り込もうとしておられるのだと考えております。

そこで、この委員会でも混同していいと思いますか、一括してよく審議されていると思うんですが、企業にはやはり大企業と中小企業という経営状態の異なるという企業がございまして、問題なのは、この厳しい経済状況の中で日々経営に苦勞している中小企業が、この改正に基づく新たな負担にたえられるのかどうかという点がございまして。

この点につきまして、先ほどの参考人質疑でも、その答弁におきまして、今回の改正点というのは中小企業としてはぎりぎりの線であるということをおっしゃられておりました。私も、やはり大企業は受け入れ可能だけれども、中小企業はさどうなのか、この点について、中小企業が今回の改正に対して、雇用管理面において十分に対応できるように行政としても十分な配慮をいたしたく必要があるかと存じますが、厚生労働省の具体的な取り組みにつきまして、その見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○南野副大臣 先生の御心配はもつともであるうかなというふうに思っております。厳しい経営環境の中では、日々御苦労いただいております中小企業の事業主の方に対しても、今回の改正においては雇用の管理面でおお一層の御負担をいただくのではないかな、そのようなお願いをするのは事実であろうかというふうに思っております。しかしながら、今回の法律改正といえますのは、経済社会の活力を維持していく上では本当に重要であり、かつ、喫緊の課題であろうかというふうにも思っております。少子化に対応していくという側面もございしますが、将来的にはやはり、これは全体的に見てみますと、中小企業の事業主の方々を含めた事業主体のメリットもあるのではないかな、そのように受け取らせていただいております。制度改正がそのようにいいものであるというふうにも思っております。

なお、厚生労働省といたしましては、改正内容に沿いまして各種の措置が円滑に実施されますようにとするために、平成十四年度の概算要求で、

もう先生御案内のとおり、看護休暇制度の導入を促進するための助成金、さらに、勤務時間の短縮などの措置を小学校就学前まで延ばしていくということ、これを奨励する助成金の創設を要求しているところでございます。

これを申し上げるならば、さつき先生が御心配の中小企業と大企業というところがございまして、育児の両立支援奨励金または看護休暇の導入奨励金、これらの奨励金につきましては、中小企業に厚く、それから大企業に薄くとは言いませんが、差がついておるところでございます。

法案が成立しましたら、中小零細企業におきましても、各種措置の円滑な導入が図られますよう、こうした措置の活性化を図るとともに、制度の内容に関する説明会または好事例に関する情報提供、そういったものを通しながら、効果的な周知啓発または指導を積極的にしてまいりたいと思っております。ぜひ先生のお力をおかりしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○江田委員 副大臣、丁寧な御答弁どうもありがとうございます。

私も、今おっしゃられましたように、種々の助成金、看護休暇制度並びに育児休業をとっていく企業に対する助成金、そういう奨励金等が非常に中小企業にとつては大事かと思っております。そういう環境づくりを進めていくことで初めてこの法改正が実効力あるものになるかと思っておりますので、どうぞ、手厚い配慮を中小企業にさせていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

子育てと仕事の両立を支援していくためにも、今回の法律の改正、これは非常に重要であり、私は大きな前進のある内容が盛り込まれていると評価しております。

それに加えて、先ほども厚生労働大臣がおっしゃいましたように、環境づくりというののもう一つには非常に重要でございます。やはり保育所の多様化の推進とか、そうした、ファミリーサポートセンターの拡充とか無認可保育所への支

れから、関連してですけれども、「国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援を行う」とありますが、国及び都道府県が行う必要な支援というものを明らかにしていただきたいということがこの条文に関する二つ目。それから、この特別の手だてをとるという市町村は、地方エッセルプランにこの保育サービスの増進につきまして掲げる等確実に実施が前進するというような、そういう方向性をとるという内容だと理解してよろしいのでしょうか。三点お答えいただきたいと思ひます。

○塩崎議員 たいま石毛委員の方から三息ございました。

まず最初は、この「社会福祉法人その他の多様な事業者」というのはどこまでが入るのか、こういう話であります。御案内のように、去年の三月に待機児童問題の対応のために保育所に係る規制緩和を三息いたしましたけれども、その中に設置主体制限の撤廃というのがございました。その並びで、今回のこの文章も、NPOであるとかあるいは学校法人、宗教法人、個人、場合によっては株式会社等々、基本的にはあらゆる形態の主体が入ってくるということだと思ひます。

この一年間余りで多かつたのは、やはり学校法人、宗教法人、株式会社、有限会社、それから個人もございませうけれども、こういったところがほとんど入ってきているわけであつて、ぜひいろいろな主体の方々にひとつ参画をしてもらつて、待機児童解消のために新しいこのスタイルで保育所ができるということを期待している、こういうことではないかと。

それから、国及び都道府県による必要な支援というものは何だ、こういうことではないかと。例え、これまで運営委託それから建物の貸与というのは既にやられてきているわけでありませうけれども、これまで国の補助は貸与については与えてこなかつたということで、これにつきましては来年度に向けての概算要求の中でも組ませていただいて、国がこの貸与についても補助をできる

るようにということではないかと。

それから、当然、都道府県についてもその並びで支援ができるようなことを期待したいというふうに思ひます。主体は市町村ということになりませうが、今回特に市が中心になるかと思ひますけれども、そういった面での支援を都道府県がやるということも考えられると思ひます。

それから、地方版のエッセルプランとの兼ね合いはどうなんだ、こういう御指摘でございますけれども、今回のこの公設民営というのは、言つてみれば保育所整備の手法の一つということで新たに児童福祉法の中に加えていくわけでありませうから、当然、地方版のエッセルプランの中で、市町村ではまだ三分の一くらいしかできていないようでありませうけれども、こういうものを織り込んで上での設置の促進というものを図つてもらつて、こういう考え方はないかと思ひます。

○石毛委員 ちよつと私が理解できないのだと思ひますけれども、貸与にしましても補助をするという、もう少し具体的に教えていただけませうでしょうか。

貸与でしたら、公有財産を貸与する、例えば学校の余裕教室を貸与する、その場合はもう公有財産の貸与なわけですから、それに補助というのは必要なんではないかと。ちよつと理解が私には、知識がないのかもしれないけれども。

○塩崎議員 おつしやるとおり、もちろん、借りる方がいろいろ投資をしてやることも後ほどあると思ひますが、整備をした上で貸与をするということで、その際の整備の費用についての国庫補助をしようということではないかと。

それはケース・バイ・ケースでもあろうかと思ひますが、今既に概算要求として要求をしてございませうので、もし必要ならば、厚生労働省の方で組んでいるものがあれば具体的なものをお答えさせていただきますかと思ひます。

○石毛委員 お願ひします。

○岩田政府参考人 今の先生の御答弁で尽きていくかと思ひますが、既存の公的な施設、これを適

正な価格で譲渡する、貸与するというのは、もう今自治体を持つている財産の話でございますから、これに対して国が新たに助成をするということとは起きてまいりませぬ。

平成十四年度の概算要求で新たに要求しておりますのは、社会福祉法人に貸与するというものを当初から念頭に置いて自治体が新たに保育所を整備するとき、そのときの整備費が国庫補助の対象になるかどうか、これまでは明らかでございませんでしたので、そういう場合についても国庫補助の対象にするということで予算要求をいたしております。

○石毛委員 余りよくわからないんですけども、国が貸す、社会福祉法人に貸す。公設民営のというのは、施設自体を貸してはいないわけですね。施設は自治体が所有して、運営を社会福祉法人なりに委託するというわけですから、今の御説明はそれではないということ、新しく建てた建物を民間に貸すということ。要するに、この「国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援」というのは、最初の法文に出ていました、法文ですかに出ていましたPFI方式ということだと理解してよろしいんですか。

この五十六条の七の前段の「需要が増大している市町村は、公有財産」というこの部分と、最後の一行の国及び都道府県による必要な支援というこの関係がもう一つよくわからないので、今局長に御答弁いただきましたけれども、ちよつとやはり歯切れが悪いというふうには何つたのです。これは主観の相違かもしれないです。ですので、PFI方式ですかということと端的に質問した方がわかりいいかと思ひます。

○塩崎議員 石毛委員おつしやるとおり、PFI方式を含めてこれをやれるということではないかと。○石毛委員 この場合、公有財産の貸与ということになりますと、例えば市町村の場合に公有財産といひますと、今一番念頭に浮かびますのは、学校の余裕教室などが多いかというふうには想定でき

るわけですが、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用して、PFI方式で仮に増設を進めていくというふうにはいたした場合には、保育の質の担保というのとはどんなふうにかんがへたいと思ひますか。

○塩崎議員 保育の質の問題につきましては、公であるのと民であるのと、同じ水準を当然国で設けていくわけでありませうから、そういう形態で運営をされるにしても、保育の質の問題については全く同じように扱われるということで、そこは担保されているというふうにかんがへたいと思ひます。

〔委員長退席、谷畑委員長代理着席〕

○石毛委員 そういたしますと、確認させていたいただきたいと思ひますが、五十六条の七で展開される保育施策の、施策と申しましうか、サービスの増大策といひますのは、児童福祉法の省令に規定されております保育所の最低基準がスタンダードであるということが前提であるという、この理解でよろしいですか。

○根本議員 前提は、これは認可保育所ですか、保育の質のスタンダードは担保される。この五十六条の七に言う規定は認可保育所のことですから、質は担保されます。

○石毛委員 わかりました。認可保育所である限り、児童福祉法省令に定める最低基準がスタンダードであるということと理解いたしました。

関連してちよつと、公有財産の貸し付けその他ということに関しまして、要望だけさせていただきますかと思ひます。

実は、ここで私は、国及び都道府県による必要な支援の中に、特に大都市部に多いかと思ひますけれども、未利用の国有地がかなりあると思ひます。特に、相続税のかわりに物納ということ、未利用の国有地がたくさんありまして、そういうところを積極的に使つていくという、貸与ないしは低廉な価格での譲渡と申しましうか、それが重要だと思ひます。

今財務省でそういう施策がとられているわけ

連携を強化していくというので、過去のことを思いますが、よほど連携は強化されたというふうに思っております。

そして、幼稚園の方も幼稚園の保育園化と申しますか、それから、保育所の方も保育所の幼稚園化と申しますか、そうした両方からの動きがございまして、かなり重なるところが多くなってきたように私は感じております。それだけに、市町村の立場からいいますと、もつと柔軟にこの二つのことを同じに考えることができないのだからかという御要望がありますのもこれは当然の御要望ではないかというふうに考えているところでございます。

しかし、一方におきましては、この一元化の話が出ましてから久しいわけですが、最初にスタートいたしましたところのそれぞれの理念でございますとか、そうしたこともあるものでございますから、なかなか前に進まないのが一方におきましては現実でございます。しかし、これだけ双方の内容が、双方歩み寄りが出てくるということは、近い将来もう一つ、またもう一段双方の幼稚園化や保育園化というものが進んでくるということになれば、もうこの次には新しい段階を迎えるときが来るのかもしれない、今、そんなことを思いながら現状を見させていただいているところでございます。

しかし、現状はそういうことでございますので、現状、これ以上のことを申し上げることができませんけれども、現実はまだだとそうした方向に進んできているように感じております。

(谷畑委員長代理退席、委員長着席)
○石毛委員 その方向性をぜひとも積極的にリードしていただけますよう要望させていただきます。そしてまた、質問を何問か割愛いたしましたことを、答弁の議員の皆様それから厚生労働省の皆様におわびをしまして、終わります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 水島広子君。
○水島委員 民主党の水島広子でございます。

昨年の神奈川県のスミルマムにおける虐待死事件や、ことし東京都のちびっこ園で一つのベビーベッドに二人の乳児が寝かされたことによる窒息死事件など、悪質な認可外保育施設における事件が相次いで起こり、貴重な幼い命が失われております。私も子供を保育所に預ける親の人であり、起こってはならないこのような事件をなくすための法整備の必要性を痛感しております。

また、これらの施設の非常識ぶりは目に余るものですが、一部の悪質な施設のためにすべての認可外保育施設が同様に悪質なものと扱われてしまふことは懸念すべきです。私自身、娘がゼロ歳から一歳の半ばまで認可外保育所で本当にすばらしい保育をしていただきました。また、この十月から部分的に保育をお願いしている文部科学省の職場内保育所、かすみがせき保育室も認可外の保育施設であります。これら質のよい認可外保育所の名譽を守るためにも、法改正の必要性を感じております。

スミルマムやちびっこ園などの事件が、制度のさまざまなひずみの中で起こったことは言うまでもありません。たまたま悪い保育所に当たったというふうな結論に終わらせてはならず、どの保育所でも保育の質と安全性が確保されるよう、十分な調査検討に基づいて制度を充実させることが必要です。

私たちは、さきの通常国会に、認可外保育施設の届け出を義務づけた児童福祉法一部改正案を提出いたしました。現行法では、都道府県知事に認可外保育施設の立入調査や事業停止、施設閉鎖命令の権限を与えておきながら、肝心の認可外保育施設の開設時届け出が義務づけられていないため、行政側がその存在を把握することが困難となり、結果として責任の所在があいまいになるという事態を招いてきました。届け出制の創設だけでなく、緊急に行うべき措置として提案いたしました。その後、与党の皆様が本法案の中でその必要

性を追認してくださったということに敬意を表します。

さて、与党案は民主党案とは異なり、第五十九条そのものに届け出の義務を課すのではなく、第五十九条の二を新たに置いて届け出義務を課しております。その際、届け出義務の対象となる施設について、与党案は「第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設」、つまり、保育を目的とする施設であつて「第三十五条第四項の認可を受けていないもの」としてはいますが、その際、除外規定があつて、「少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。」とされています。

また、ここで除かれるのは具体的にどのようなものであるかをお尋ねいたします。

○根本議員 ここで除かれる施設は具体的には厚生省令でこれから決まっていくことになりませんが、基本的な考え方としては、例えば自分の家で少人数を集めて保育しているいわゆる保育ママと言われる形態がありますが、そういう少人数のところは除くべきではないか。つまり、認可外保育所で今回届け出の対象にしているのは、要は日々継続的に子供を業として預かる、そういうものをやはり対象とすべきではないかということ、保育ママ的な、二、三人預かっているようなところは、これは過度の義務づけになりますから、そういうところは除外すべきではないか。

それからもう一つ、先生もおっしゃられましたけれども、職場内保育所というお話がありました。

今、事業所内保育施設、随分ありますが、これは、例えば病院の看護婦さんのための、病院の中に併設されるような保育所、これは要は、一般に開放されているのではなくて、施設運営主体たる事業所と安定的な関係が期待されますから、そういうものは除いていいのではないかと、ということ、届け出をさせる対象としては日々継続して業として営むものを基本的に対象とすべきではないか、こう考えております。

○水島委員 今のお答えの中で、少人数あるいは事業所内の場合には預ける方と預かる側との関係性が密であるというふうなお答えでございましたけれども、今後、この法律の施行状況を見ていきたいと思います。ここで除いたものであつてもいろいろと問題が起こってくるような事実を把握された場合には、当然、それは省令を改めて、除外されるものをまた変更していくということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○根本議員 考え方としては、届け出というものは、行政側が現況を把握する、こういう考え方が一つ届け出制の大きなねらいですよ。今回はその届け出制について、届け出制の内容を一般の方にもよくわかるように情報提供して、利用者の方にも資しようということも加えています。

今ちよつと私も答弁を省略して、誤解があつたかもしれないませんが、実は、届け出対象外の施設であつても都道府県知事の指導監督権限の対象、これにはなりませんから、おかしなものがあればこれは指導監督する、これは適用されますので、そこでのところのバランスという中で考えていくべき話ではないか、こう思います。

○水島委員 済みません、また繰り返しのお尋ねになりますけれども、指導監督の対象になるけれども、なかなかその存在を把握しにくいために届け出を義務づけるというのが私たちの考えであり、また今回の、皆様も同じような考えに基づいて届け出制度を創設されたのだと思っております。

ですから、今の御答弁、指導監督の対象にはなけれども、事業所内にあるものであつたりここで除外されているものであつても、なかなか把握が難しく、結果として指導や監督がしにくくなる場合には、当然届け出制の対象となつてき得るでしょうか。

○根本議員 これは届け出制ですから、基本的に届け出制というのは義務づけです。そういう義務づけをする場合には、その義務づけをする場合の保護法益と義務づけされる方の制約、この

バランスを考へるべきだと私は思うのです。ですから、極めて小規模なものについては外した方がいいのではないかと。ですから、もちろん、日々継続してと言いましたが、では週三日や四日や五日か、このところの細かい運用は残りますが、そこはこれから省令で具体的に決めていくべきだと私は思います、その辺の境界の部分です。

それからもう一つは、事業所内保育施設の場合には、要は事業所に勤めている方の保育施設だから、一般に開放されていませぬ。それは事業所内との安定的な雇用関係の中での対応ですから、ここは届け出制をさせて、悪いところが、つまり悪質な施設ではないかというところ、多分私はここはクリアされるのだと思うのです、その会社の、事業所内の保育施設だから、だから、これはどこまで届け出の対象とするかというところは、保護すべき法益と義務づけとのバランスで考へるべきだ、こう思います。

○水島委員 そのほか次に参りますけれども、事業所内であつて、もちろん良心的な運営が期待されて、当然そうであるべきものでありますけれども、結局、そこにあるのはやはり保育施設でございますので、預けられる子供から見れば、その環境というのはあくまでも自分の保育環境でございますので、余り楽観的であつたらぬいろいろな不安がございまして、保育を受けられる環境を提供していただければ、省令を考へられます際にぜひくれぐれも御検討いただきたいと思ひます。

さて、その第五十九条でございますけれども、立入調査、勧告、公表、業務停止、施設閉鎖命令がいずれも「することができ」とされてゐるわけですが、これらは、行わない合理的な理由がない限り、行う義務がある、そのように解釈してよろしいのでしょうか。

○根本議員 今回の規定は「できる」という規定で、都道府県知事に要は国民の権利を制約する権限を付与してゐるのです。ですから、例えば改

善勧告に従わない者は公表するといふ権限を知事に与へたので、したがつて、その行政処分は知事ができるという法律の立て方になつてゐるのです。ですから、知事がどういふ処分をするかどうかは、それは当然合理的な判断のもとで、必要な処分を知事がすることでありませぬ。これは知事の合理的な判断に求められるといふことでありませぬ。

○水島委員 知事の合理的な判断といふことでございませぬけれども、つまり、問題のある認可外保育施設に対して、立入調査、勧告、公表、業務停止、施設閉鎖命令などがなされていなくつた場合に、なされていなくつたことを説明する合理的な理由がない限り、都道府県知事には責任があるといふべきかと解釈してよろしいのでしょうか。

○根本議員 ちよつと、その議論の立て方が非常に答弁しにくいのです。要はこれは知事が立入調査をして、内容を見て、これは非常に悪質だから、だから改善しなさいといふ判断で改善勧告するわけですね。ですから、そこは知事がどう判断をするか、その基準の問題だと思ひます。指導監督基準というのを用意してありますが、著しく不適切なものは行政処分の対象にするわけですから、ですから、そこはあくまでも知事がどういふ合理的な判断をするかといふところが問われるといふことだと思ひます。

ちよつと議論が、多分かみ合わないのかもしれないが、

○水島委員 確にかみ合つていないようなので

つまり、合理的な判断は合理的な判断でいいのですけれども、知事の判断の合理性、これから届出制度になるわけですから、届け出られて、知事はその存在を把握して、どうもそこで問題があるらしい。それで、立入調査をしたところ、児童福祉の観点から非常に問題があるといふことになつた場合に、そこでしかるべき勧告なり公表なり業務停止命令などをしていなくつたとした

ら、そしてそのしていなくつたことについて合理的な説明ができないのであれば、それは都道府県知事の責任として判断されるのかといふことをお伺ひしたいわけですね。

それを判断する上で、例えばスモン訴訟の判例で、することができても、しなければならぬといふような判決が出されてゐるわけですが、どういふことでも、この「することができ」といふのも同じように考へてよいのかどうかといふことをお伺ひしたいのです。

○根本議員 この種の規定は、「できる」という規定で知事にそういう処分権限を与えるのが通常の立法例なわけです。

要は、通常、「ねばならない」といふふうな書く場合はどういふケースかといふと、例えばいろいろな許認可の申請をして、許認可をします。そのときに、客観的に法律にどういふ条件を満たさなければならぬと、そういうような立法、そういうような仕組みの場合には、罰則裁量で「許認可しなければならぬ」といふような規定が一般的だと思ひます。こういう、行政側の判断によつて処分するといふような、相手側のある種の行為を求めようとする規定の場合には、「できる」といふ規定が法制度上の一般的な規定のしるべきだと思ひます。

ですから、今水島委員がおつしやつたようなことは、行政怠慢だつた、こういう話です。ですから、不当であつた。いや、仮に。私はそういうことではないと思ひます。きちんと指導監督基準もあるわけですから、通常の行政でそういうことをしないといふことは、私はこういう形のケースの場合にはあり得ないと思ひますが、もしそれを怠つていた、完璧に怠つていたといふことがあれば、それは行政怠慢のそしりは免れないと思ひます。ただし、そういうケースは、私は想定できないと思ひます。

○水島委員 といふことは、行政怠慢といふお答えをいただけましたので、合理的な理由がない限り、行わなければそれは行政怠慢といふことで、

ようやく質疑と答弁がかみ合つたといふところで次に行かせていただきたいのですけれども、次に、これらの指導の根拠となつていく最低基準及び指導監督基準についてお尋ねしたいと思ひます。

児童福祉施設最低基準第三十三条第二項によると、「保育士の数は、乳児のおむね三人につき一人以上」といふように、おむねと書かれておられます。また、認可外保育施設指導監督基準は、「主たる保育時間である十一時間については、概ね児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に定める数以上であること」とされてゐます。それぞれのおおむねの意味及びそのおむねの幅といふものをお答えいただきたいのです。

○岩田政府参考人 児童福祉施設最低基準におきましては、今議員がおつしやいましたように、人員配置についてはおむねと規定されておられますけれども、その事情でございませぬが、年度途中に子供の出入りがございませぬ。その場合、わずかな入所児童数の変動によりまして配置すべき保育士の数がふえたり減つたりといふことは、実際上なかなか対応が難しいだらうといふことがございませぬ。そういう不都合を回避するためにおむねといふ表現を使つておられます。

これは、認可外保育施設の場合の指導監督基準のおおむねも同様の事情でございませぬ。

○水島委員 今、認可外保育施設の指導監督基準のおおむねも同じだといふお答えだつたのですけれども、そもそも、そういうふうに変動があるから最低基準の方におおむねがついてゐるわけですから、もしそのようないふ理由でいくと、次のとおむねは要らないのじゃないでしょうか。

○岩田政府参考人 議員の質問が正確に理解できていなければお許しくださいなのですが、職員数、保育士の配置基準につきましては、認可外保育士、認可外保育施設につきましても、認可施設と同様、子供の年齢に応じて、何人の子供に対して保育士何人といふ基準になつておられます。認可と認可外の違いは、その場合に、認可施設

の場合には全員が有資格者でなければいけないというところに対して、認可外の場合には有資格者が三分の一程度でもいたし方ないというところ、そのこの違いでございまして、配置すべき保育士の数の数え方については認可も認可外も同じでございまして、そういう意味で、両方におおむねがついた基準になっております。

○水島委員 ということは、指導監督基準に書かれているとおおむね最低基準に定める数以上であるということとおおむねは数にかかると、三人につき一人というふうな。結局、それをまた繰り返しその中で言っているという意味に今受け取りましたけれども、そういうことでもよろしいわけですね。

うなずいていただきましたので、そうだといいことで次に行かせていただきたいのですが、そうしますと、有資格者であるかどうかだけが違いであって、その数は同じである、そのようなことではございますが、きのうも、ちびっこの園の事件の初公判が行われました。その冒頭陳述の中で、ちびっこの園では、通常総収入の約八割を占める人件費を三〇％以下に抑えようとしていたという驚くべき実態が明らかになりました。職員が十分に配置されているということは保育の質を確保する上での命綱であるわけですが、悪質な施設が営利を追求しようとする場合に、人件費は最も簡単に削減されるものであると思っております。

今、保育施設の基準としましては、認可保育園の最低基準、また認可外保育施設の指導監督基準、その他東京都が独自に導入している認証保育所のような基準と、現実には複数の基準が適用されているのが現状でございまして、

そんな中、今の認可外保育施設の人員配置につきましては、人数は最低基準と同じであるとはいながらも、その指導をしていくときに、著しく少ないのであるとか、そのような指導監督基準になっておりまして、その結果として、このようにな、ちびっこの園のように慢性的に人件費が非常に低く抑えられて、そして常に人員が足りないような、そういう状況が現在も今現在も生き延びてしまっているというところであるわけですが、いろいろな基準があるのが今の現状であるということを受け入れるとしまして、せめて人員配置だけはきちんとした基準をすべての保育室についてそろえるべきではないか、それを厳格に適用していくべきではないかと思っておりますけれども、そのあたりは大臣のお考えはいかがでしょうか。

○坂口園務大臣 今御指摘になりますように、人員配置というのは大変大事な問題だということふうにおもっております。

それぞれ施設にお邪魔をいたしても、よくそれぞれの施設で、乳幼児の年齢によつて、例えばゼロ歳の方と何人、一歳から三歳だと何人というふうに決まっておりますけれども、特に一歳から三歳のあたりのところは非常に厳しいというふうなお声もございましたり、いろいろのお声が出ておりますこともよく承知をいたしております。

こうした状況を克服いたしてまいりますために、主任保育士の制度を導入いたしました。そしてその至らざるところをそこで配置してもらおうというふうなことを今やっておりますところでございます。これも初めは、乳幼児の数が九十一名以上とスタートしたときには大変多かったわけですが、だんだんと少なくなつてまいっておりますけれども、できる限り保育所におきまふ人員配置というものを適正にしていきたいというふうなところでございまして、

かなり努力はしているというふうな思っておりますけれども、まだしかし、現場の皆さん方から見れば大変厳しいというふうな御指摘をいただきましたこともよく存じております。これからまた、ひとつつ努力をしていきたいと思っております。

○水島委員 この最低基準につきましては、単位時間当たりの職員配置ではなく、定員によつて保育士の配置が決まられているということでございますけれども、人件費を安く上げるためには、悪質な保育施設では、人件費が安く済む時間帯に職員を集中させるということも考えられます。また、今後保育がさらに多様化していくことを考えましても、単位時間当たりの人員配置という考え方が必要なのではないかと思っておりますけれども、これはいかがでしょうか。

○岩田政府参考人 先生おっしゃいましたように、年齢ごとの児童数に応じて定められておりますけれども、その中で職員が早出をしたり遅番になったりというふうなローテーションを組むということも含まれて、児童数が時間によつて密度が高いたるところ、低いところが出てまいりますけれども、それに柔軟な勤務体制をとつていただくように各保育所で努力をいただいているというふうな思っております。

そういうことを考えますと、保育所の実情に応じて柔軟に対応していただくことも相当程度配慮する必要があるというふうにも思いますので、保育所の最低基準として細かく時間単位ごとの職員配置の基準を設けるといふのは、少しリジッドに過ぎるのではないかとこのように思っております。

配置基準は最低限守つていただく。先ほど先生の御質問の中にも認可外施設のお話もございましたが、監督指導するときに保育士が何人配置されているかということも非常にわかるメルクマールでございますから、何を監督するよりも、まず適正に保育者が配置できているかどうか、そのあたりは十分最優先で監督すべき項目であるというふうには考えております。

○水島委員 先ほど大臣からも人員配置についてはできるだけ努力をしているという御答弁でございましたけれども、現在、質のよい保育施設におきましては最低基準を超えて人員配置をしているところも多くございまして、待機児童ゼロ作戦の一環として、加配をしているところでは最低基準ぎりぎりまで子供を受け入れるという手段が行われると聞いてもおります。ところが、保育の現場では、現在の最低基準ではとても余裕のある保育ができないと指摘されております。私が地元で子供を預けております認可保育園でも、現場の良心と犠牲の上にかつたか質のよい保育が成り立っているという状態でございます。そもそも加配のところもこれだけ多いということは最低基準の人員配置をもっと厚くする必要を示唆しているとも考えられますし、また、雇用の創出という観点から、子供の命や人権に直接かかわる重要な領域であります保育にはもっと人材を投入してもよいのではないかと思っております。

ぜひ今後、最低基準の見直しの必要性も含めまして、また、今の御答弁では単位時間当たりという考え方はリジッドに過ぎるのではないかといいことでもございまして、やはりこれからいろいろな保育が出てくる場合に、どうしても単位時間当たりという考え方は今後私は採用していかざるを得ないのではないかと思っておりますので、そのあたりの運用も含めまして、ぜひ、ある時間帯非常に職員配置が薄くなつてしまつて子供たちが事故に遭う危険性が高くなつたりしないような現実的な配置を考えていただきたいと思っております。

さて、認可保育園といひますのは、今保育時間は十一時間を前提にして成り立っておりますけれども、まずこの十一時間ということの根拠をお答えいただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 保育時間八時間というのと開所時間十一時間というレベルがございまして、それをどういうふうな理解するかということにもつながると思つて、まず、児童福祉施設最低基準におきましては、保育所の保育時間は一日につき八時間を原則として、その地域の状況に応じて保育所長が定めるということになっております。一方、開所時間についてでございますが、現在、開所時間十一時間というのを原則として取り扱っておりますけれども、これは、原則八時間の保育時間と申しまして、学校や幼稚園と違いまして子供たちが一斉に登園してきて一斉に降園するというところでもございまして、保育時間の前後にそういった登園、皆さんばらばら、親御さ

た、今後保育がさらに多様化していくことを考えましても、単位時間当たりの人員配置という考え方が必要なのではないかと思っておりますけれども、これはいかがでしょうか。

供を預けております認可保育園でも、現場の良心と犠牲の上にかつたか質のよい保育が成り立っているという状態でございます。そもそも加配のところもこれだけ多いということは最低基準の人員配置をもっと厚くする必要を示唆しているとも考えられますし、また、雇用の創出という観点から、子供の命や人権に直接かかわる重要な領域であります保育にはもっと人材を投入してもよいのではないかと思っております。

ぜひ今後、最低基準の見直しの必要性も含めまして、また、今の御答弁では単位時間当たりという考え方はリジッドに過ぎるのではないかといいことでもございまして、やはりこれからいろいろな保育が出てくる場合に、どうしても単位時間当たりという考え方は今後私は採用していかざるを得ないのではないかと思っておりますので、そのあたりの運用も含めまして、ぜひ、ある時間帯非常に職員配置が薄くなつてしまつて子供たちが事故に遭う危険性が高くなつたりしないような現実的な配置を考えていただきたいと思っております。

さて、認可保育園といひますのは、今保育時間は十一時間を前提にして成り立っておりますけれども、まずこの十一時間ということの根拠をお答えいただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 保育時間八時間というのと開所時間十一時間というレベルがございまして、それをどういうふうな理解するかということにもつながると思つて、まず、児童福祉施設最低基準におきましては、保育所の保育時間は一日につき八時間を原則として、その地域の状況に応じて保育所長が定めるということになっております。一方、開所時間についてでございますが、現在、開所時間十一時間というのを原則として取り扱っておりますけれども、これは、原則八時間の保育時間と申しまして、学校や幼稚園と違いまして子供たちが一斉に登園してきて一斉に降園するというところでもございまして、保育時間の前後にそういった登園、皆さんばらばら、親御さ

供を預けております認可保育園でも、現場の良心と犠牲の上にかつたか質のよい保育が成り立っているという状態でございます。そもそも加配のところもこれだけ多いということは最低基準の人員配置をもっと厚くする必要を示唆しているとも考えられますし、また、雇用の創出という観点から、子供の命や人権に直接かかわる重要な領域であります保育にはもっと人材を投入してもよいのではないかと思っております。

ぜひ今後、最低基準の見直しの必要性も含めまして、また、今の御答弁では単位時間当たりという考え方はリジッドに過ぎるのではないかといいことでもございまして、やはりこれからいろいろな保育が出てくる場合に、どうしても単位時間当たりという考え方は今後私は採用していかざるを得ないのではないかと思っておりますので、そのあたりの運用も含めまして、ぜひ、ある時間帯非常に職員配置が薄くなつてしまつて子供たちが事故に遭う危険性が高くなつたりしないような現実的な配置を考えていただきたいと思っております。

さて、認可保育園といひますのは、今保育時間は十一時間を前提にして成り立っておりますけれども、まずこの十一時間ということの根拠をお答えいただきたいと思っております。

んの御都合、家族の都合で登園、降園がありますので、その時間を前後に余裕を見まして開所時間は原則十一時間にすることをいたしてあります。

これは昭和五十六年だったというふうに思いますが、延長保育制度が新しく入りましただけに、十一時間を超える、その当時は朝の七時から夕方の六時という決めでございまして、必ずしも十一時間という時間数ではなかったんです。朝の七時から夕方の六時、その時間を超えてお子さんを見る、その場合に延長保育という特別の仕組みとして特別の助成金を出す、そういうふうな考え方から、十一時間の開所時間というのはその時期にできたものと理解しております。

○水島委員 この三月の局長通知によりますと、「保育に従事する者の数は、主たる保育時間である十一時間については、概ね児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に定める数以上であること。ただし、二人を下回ってはならないこと。また、十一時間を超える時間帯については、常時二人以上配置すること。」それが認可外保育施設の指導監督指針とされております。これは、例えば二十四時間保育を実施している施設においては、十一時間については最低基準に準ずるけれども、それ以外の十三時間については二人以上であれば何人でもよいという意味に解釈してよろしいのでしょうか。

○岩田政府参考人 認可外保育施設の保育従事者の配置につきましては、従前は、開所時間の長さあるいは時間帯に全く関係しませんで、定員である子供の数、年齢に応じて、配置すべきというものが雇用すべき保育士、保育従事者の数が定められていたわけでございます。最低基準に定める定数以上ということであつたわけでございます。

そして、この認可外保育施設の指導監督指針を、専門家の御意見も伺った上で本年の四月に見直し、改正強化をいたしたわけでございますが、そのときに、例えば緊急事態が起きたというようなどきに保育士が一人であるという場合には対応

ができないということがございますので、従来の基準に加えて、どの時間帯でも最低限複数体制にするということをお聞き付け加えて決めたわけでございます。

○水島委員 済みません、その十一時間を超える時間帯についてはその最低基準が適用されないというふうな理解してよろしいのでしょうか。

○岩田政府参考人 認可外保育所の場合には、開所時間に限らず、先ほど申し上げましたような子供の年齢と数に応じて雇用すべき保育士の数は決められておりまして、例えば夜間、そのうち何人を配しないといけないというふうな基準は従来ございまして。

○水島委員 そうしますと、子供が起きている時間は十一時間というわけではなく、十一時間で区切ってこれが書かれていたわけですが、結果として手のかかる時間に十分な人員が確保できないという事態も生じます。事故が発生する原因ともなりかねないと思いませんか。

十一時間といいますが、例えば朝七時から夜六時です。夜六時以降に夕食という保育所も多く、夕食時に職員配置が薄くなつてしまつて事故への配慮も十分になっていません。ですから、この十一時間という保育時間が今の実情に合っているのかということ、やはりここでまた先ほどの単位時間当たりという考え方がどうしても必要になつてくるのではないかと思つております。

このあたりはいかがでしょうか。

○岩田政府参考人 保育の質、特に子供の安全を考えますと、先生がおっしゃることも大変重要な問題の指摘であるというふうに思います。一方、認可外保育施設によりましては、大変大きな問題を抱えて改善すべき課題を持っておりまして認可外保育所の現状もございまして、そういう中でどこまで何をルールとして改善していかれるかということの判断ではないかというふうに思います。

時間当たりの問題についても将来的には勉強してみたいというふうに思いますが、当面は今の基準で認可外保育所の監督指導を精いっぱいやらせて

ていただきたいと思つております。

○水島委員 ぜひ、今の質問の趣旨を踏まえまして、今後の検討の中で前向きにお考えいただきたいと思つております。

さて、悪質な保育所のために子供を失う親の悲しみはかり知れませんが、さらに保育施設の責任逃れという次なる苦しみが続つていくことも多くございまして。今回のちびっこ園事件でも、施設側は当初は乳幼児突然死症候群、SIDSとして言い逃れようとしていました。保育施設の責任を論ずる際に、SIDSが窒息かというの最も争われる点でございます。本当は保育施設が責任で子供が亡くなったのに子供の健康問題として処理されて、親が泣き寝入りさせられる事件をなくさなければなりません。

SIDSではないということを親側が立証することは証拠に恵まれない限り実質上不可能であり、実際には窒息死であってもSIDSとして処理されるケースが多いと推測されております。ちびっこ園でも一九七九年六月からの間に合計二十一名の乳幼児が死亡しており、そのうち実に十四名が死因不明またはSIDSと診断されております。これらのケースが事件性のあるものとしてもつと早く明るみに出されていけば、その後の不幸な事件が起これば済んだのではないかと思つております。

SIDSについてはうつ伏せ寝との関係が疫学的に明らかになっており、局長通知でも、寝返りの打てない子供はおむけに寝かせることと書かれております。そうはいっても、子供が泣きやまないとときにうつ伏せに寝かすという習慣のある保育施設はまだまだ少なくないと思つております。

今回のちびっこ園の事件では、発見されたときの状況が決め手になって窒息死であると確定されました。SIDSという診断は、死亡時の状況や解剖の結果から他の死因の可能性が否定されて初めてつけられるものであるはずですが、解剖も行わずに安易にSIDSと診断され、外因死の隠れみよになつていくケースが多いことが指摘

されております。また、死亡が全く予測されていなかった突然死の症例は、すべて異状死体として医師法第二十一条に基づいて警察に届け出る必要があるはずですが、現状は必ずしもそうになっていません。

これらの問題が十分に認識され、対応が考えられなければ、問題のある保育施設を見つけ出すこともできず、幾ら法改正をしても意味がないということにもなりかねませんが、厚生労働省としてはどのように考え、どのように取り組まれておられるでしょうか。

○岩田政府参考人 先生今引用なさいました保育所保育指針、これは保育所のサービスタといいますが、ソフトの面の基準でございまして、かなり具体的な記述をいたしております。寝返りを打てない幼児についてはおむけに寝かす、あるいは睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態はきめ細かく観察する、こういうようなことを保育士に徹底をいたしているところでございます。

また、本年四月から改正強化されました認可外保育施設に対する指導監督指針におきましては、その施設の中で死亡事故、重傷事故、食中毒など、そういった重大な事故が発生した場合には都道府県に報告をお願いするようになっておりますし、そういった事件が発生した場合には随時特別に立入調査をやるということで、現にやっていた

だいでいるところでございます。

そういう保育所の中におきます子供の安全確保、事故が起きた後の適切な対応につきましては、引き続き都道府県にもお話をしてみたいというふうに思つておりますし、保育従事者に対するさまざまな研修を国も都道府県もあるいは保育者の団体もやっておりますから、そういう中에서도この問題は徹底してまいりたいというふうに思つております。

○水島委員 本当にこの問題は、まずそのような死亡状況をつくらないようにするために指導を徹底していくということも必要です。また、実際

に不幸な事件が起こってしまったときに現場をきちんと見ておいて確認することが必要ですし、何と申しても、先ほど申しましたように、突然死というのはいずれも異状死体として警察が介入していただく必要はありますので、そのあたりの指導をさらに徹底していただきたいと思っております。

くれぐれも本当に、子供を失った、もうそれだけでも親の悲しみというものは大変大きいものでございますけれども、失った側は自分たちに過失がなかったことを立証する責任を押しつけたりしないように、本当に施設側が、例えば自分たちに責任がなかったことを主張するのであれば自分たちできちんとそれを証明していただけるように、そういうふうな指導をいただかないと、施設側がきちんとその状況を保存しておいたりすること、必要な情報を提供したりと、そういうことをしなくちゃならないかと思っておりますので、ぜひこの点は、医学的な問題も含め、また法律の問題も含めまして、きちんと御指導をいただきたいと思っております。

さて、残りの時間でまたお伺いしたいんですが、仕事と家庭の両立を考えた上で忘れてはならないのが障害児保育でございます。障害児を持つ親、特に母親にとりましては、仕事との両立どころではないというのがまだまだ大部分の現状です。今回のこの委員会の質疑の中でも、もちろん、法面上にそれが盛り込まれていなかったものがあるんですけども、この障害児保育という観点からの御質問も今のところなかったと理解しておりますし、それほどある意味では忘れられていないかと思っております。

その中でも、特に立ちおくれしてきた障害児の学童保育については、本年度から障害児受入促進試行事業が開始されております。まず、現時点での感触はいいかということ、また、来年度予算に向けてどのように評価検討されているかということをお答えいただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 放課後児童健全育成事業、放

課後児童クラブを実施している事業でございますが、ここで障害児の受け入れを促進したいということで、今年度から初めてでございますけれども、障害児を受け入れていただいた場合の補助金の加算ということをやっております。その中で、現在、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れの実態の把握を進めているところでございます。

そういう状況でございますので、障害児加算については十四年度予算要求は十三年度と同額で要求しておりますけれども、十三年度の事業の実績、実施状況なども見まして、将来的には、また対応すべきことがあればぜひ前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

あわせて、本年度、児童環境づくり等総合調査研究事業という調査研究事業の枠組みがあるんですけれども、その中で、放課後児童クラブにおける障害児受け入れに関する調査研究という特別のテーマで研究を実施していただいております。その研究会からの提言も受けて、障害児を放課後児童クラブにもっと受け入れを促進できるように努力をしてみたいと思っております。

○水島委員 来年度の要求が本年度と同じというのが、私の聞き違いでなければそうお答えになつたと思うんですけども、そもそも本年度の予算というのは、一クラブ当たり年額七十一万円を加算ということになっておりました、これを単に人員費に換算してまいりますと、本当に、学生アルバイトも雇えないのではないかという金額でございます。

こんなことで何ができるのかというのが現場から声が上がっております、それでも、ことしはあくまでも試行事業であるから来年度に希望を込めたいというところで、ことし一年しのいできていくわけでございますけれども、そのような中で来年度も同額ということになりますと、本当に、現場でいろいろな努力をされている方たちがどれほど失望されるかということを考えますと、それは想像に余りあるものがございます。

ぜひ早急に御検討をいただきまして、来年度の予算が今年度と同額というふうなことはないように、もともと本当に、実際に障害児を受け入れやすくなるような予算をきちんと確保していただくことが必要だと思いますので、ぜひ、くれぐれも前向きに御検討いただけますようお願い申し上げます。

その問題を考える上で重要であると思っておりますけれども、例えば母子家庭で子供が障害児の場合にどの程度が生活保護世帯となっているか、そのようなデータを厚生労働省では把握していらっしゃるでしょうか。

○岩田政府参考人 先生が今お尋ねになりました、母子家庭であり、障害児の子供を抱え、そして生活保護を受けている、この三つの条件に合う人たちがどのくらいいるかという、そのものをとらえる統計はございません。

そういうことで、断片的な情報かとも思いますが、一つ御紹介したいと思っておりますのは、障害児を抱える母子家庭につきましては、通常の母子家庭ですと子供が十八歳になった年度末まで児童扶養手当が支給されているわけでございますが、障害児の場合については、十八歳を超えても二十になるまで児童扶養手当を支給しております。そういうことで、平成十一年三月三十一日現在の数値でございますけれども、十八歳を超えて二十になるまでの障害児でそのお母さんが児童扶養手当を支給されている、その人数はわかりまして、一万一千九百二十二人でございます。

また、特別児童扶養手当という制度がございます。これは、精神や身体に障害のある二十歳未満の児童を養育するもの、これは母子家庭も含まれますし、父子家庭も含まれます、また両親がそろっている家庭も含まれます。その場合に特別児童扶養手当が支給されておりますけれども、その対象児童数は、平成十二年三月三十一日現在、ですからこれは母子家庭の児童だけを取り出すことができなくて全体の数字でございますが、十三万九千四百八十二人ということになっております。

○水島委員 今実数でお答えいただいておりますけれども、結局のところ、母子家庭で子供が障害児の場合、どの程度の割合が生活保護世帯とならざるを得ないかということは把握されていないというふうにご了解いたしましたけれども、実際にはかなり多くいらっしゃると思っております。幾ら児童扶養手当がもらえても、実際に保育が整っていないために、それ以上の収入を得ることができないわけですから、生活保護世帯となってしまっている例も私の知る限りでもかなりございます。

ですから、ぜひ、その実態を把握していただきた上で早急に障害児保育を進めていただきたい。その際には、ぜひ学童保育も含めていただかないと、養護学校というのはかなり早い時間に終わってしましますので、親が就労するということが現実的に不可能に近くなってしまします。ぜひ、くれぐれも早急に整備を進めていただきたいと思っております。

その児童扶養手当でございますけれども、先日の新聞報道によりますと、来年度より児童扶養手当の削減が検討されているということでございますけれども、これは本当でしょうか。

○岩田政府参考人 児童扶養手当のあり方につきましては、福祉から自立支援という大きな方向で転換させるべき今内部の検討を進めております。子育てや生活の支援、就労支援、あるいは別れた父親からの養育費の確保、そして経済的な支援など、生活のさまざまな面から総合的に、母子家庭の母がなるべく早くしっかりと自立していただけるように、それをどういう形で支援することができるとかということを今総合的に見直しをしております。

政府部内での検討とあわせて、与党におかれましては議論が始まったところでございますので、年末に向けて、なるべく関係者から幅広く御意見を聞きつつ成案を取りまとめたいと思っております。

○水島委員 母子家庭の就労支援などしていただくのは大変結構なことでございますけれども、く

とどまっております。そのまま企業に対しても努力してくださればいいことと終わっていいとは思いますが、この御認識を御聞かせ願えればと思います。

○坂口国務大臣 初めにお話がありましたとおり、結婚するしない、あるいはまた子供をつくるつくりたいというの、これは個人の自由にかかわる話でございます。政治がかかわる話ではないというふうにも思っております。ただ、子供が欲しいだけども、子供をもつと育てたい人だけども、しかし現在の社会環境を整わないのでそれができないというふうな御指摘をいただければ、これは政治の責任になってくるわけでございますので、そこは私たちが明確に分けながら考えていかなければならないと思っております。

そして、この請求権化のお話でございますけれども、これは将来的には子の看護休暇を請求権というふうにすることが望ましいと私も思っております。これはもう委員と同じ思いをいたしておるわけでございますが、しかしなかなか一度にそこまではいかない。それは、先ほど中小企業の皆さんの話も出ましたが、確かに大きい企業も中小企業も、そこに働く皆さんの側からすればそれは同じことなるわけでございます。経営者という立場から見ましたときに、中小企業の経営者の場合に、一遍にそこまでいくためには態勢をいろいろと整えていたなければならぬといった問題も私は存在すると思っております。

○山花委員 中小企業の経営の圧迫という観点も

確かに理解はいたしますが、ただ、そのニーズのところでバランスのとおり方として、努力義務という形でやるのも一つの方策かと思っております。看護休暇という形ではなくて看護休業という形で、つまり無給でも休ませてほしいというニーズがあるわけですから、そういう方策もあろうかというのが私どもの考え方なんです。さばりというのと同じで、方向性としては同じであるというお話でございます。今後とも御努力いただき、この要請を上げて、次の質問に移りたいと思っております。

時間外労働の制限の対象ということについてでございます。時間外労働をしないように請求できる労働者というのが、政府案では、勤続一年以上の労働者ということになっております。

これも過日、金曜日に少し質問をいたしましたけれども、もう少し言えば、そのときにも指摘をさせていただきましたが、現行の年次有給休暇というの、九三年のときの労働基準法の改正によりまして、その勤続要件、継続勤務要件が一年から半年、六カ月に短縮されたという経緯がございます。ただ、そのときはILOの条約などもございまして、年間千八百時間を目標とするというふうな労働時間短縮という流れの中で一年から六カ月に短縮されたというふうな経緯であったように思っております。

ただ、多少理屈が立ち過ぎるかもしれませんが、六カ月に十労働日休める、つまり六カ月の勤続した人に対しては十日間の有給休暇が与えられることになっていくわけですが、このことと対比を考えると、有給休暇というのは給料をもらって全日休むということでございます。時間外労働の制限のことについては、これは時間外労働の制限を請求できるという話でありまして、全く時間外労働を行わないということでもないです。やってはいけないという話ではなくて、請求があつて初めてそういう措置が講ぜられるということでありまして、また、全日休業するのではなくて、一応フルタイム働いた上で、ただ残業は

ちよつと勘弁してほしいという話でございます。そうであるとする、有休が六カ月であることとのバランスからいっても、私どもは勤続要件については六カ月ではないかと考えております。ただ、六カ月というのが何でということも言われると、それは有休とのバランスという話になってしまふのであります。

かつて労基法の改正のときに、出稼き労働者などについても議論があつたようにございまして。三カ月、要するに法定の期間に達しなかつたとしても、行政指導として、有休を与えるようにというふうな指導がされているというふうな伺っているものであります。こういったことから伺っています。恐らく、政府案、今もう現に提出されているわけですから、これをきょうのあすの、どうこうできるという話ではないでしょうけれども、ただ将来的な方向性としては、政府としてもこの勤続要件の短縮を考へてもよいのではないかと考えている次第でございますが、この点いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 時間外労働の制限の制度は、深夜業の制限の制度と同様に、勤続一年未満の労働者を対象から除外することとしておりますけれども、これは、時間外労働の免除申請をできる期間が、子供が就学するまでという、五年、六年、相当長期にわたるといふようなこともございまして、事業主の負担との均衡も考慮いたしまして、こういうこととしております。

○山花委員 せひ前向きに検討していただきたいと思つております。時間外労働のことは今度は話がかわりました。新しいメニューとして、勤務時間短縮等、幾

つかのメニューがあつて、それを選択できるというシステムが取り入れられるようになりまして、この場合の子供の年齢について、厚生労働大臣、ちよつとお伺いをしたいと思います。

今回の政府案によりまして、二十三条によつて、勤務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子供の年齢を、一歳未満から三歳未満までという形で引き上げられております。ただ、三歳から小学校就学までの期間となりまして、育児休業制度に準ずる措置、勤務時間の短縮等の努力義務、努力義務という形になってまいります。三歳までが義務で、三歳から小学校就学までが努力義務という形になっていくわけでございます。

先ほど来の政府としての御答弁を拝聴いたしております。政府としての姿勢は、まず第一歩としてというようなことになるのかなという印象を持っております。政府案としては一貫しているのでございますけれども、ただ、これもさきの委員会の審議の中でお話をさせていただきましたけれども、このメニューの中で、特に勤務時間の短縮等の措置を希望するケースというのは、家に早く帰つて子供に食事をつくつてあげたいとか、あるいは保育園へ朝送り届けてから会社に出動したいんだといったようなニーズがあるのではなからうかと思っております。

さきの委員会の審議の中でも、子供に手のかかる時間の減少ということにかんがみという御答弁がございました。佐藤公治委員からもいろいろ御議論がございましたけれども、つまり、小学校に入学すれば、小学生からは義務教育ですから、学校に行つて居る時間については、親の側の認識としても子供に手をかけて居る時間からカットされるわけですから、六歳ぐらいのところは一気に手がかからなくなるように、数値の上ではなるのは当たり前のことだと思つております。また、ゼロ歳から三歳ぐらいまでは大変育児にかかるといふけれども、三歳から少しづつ減つていくのだという、確かに数字を見るとそ